令和５年８月　枚方市

低入札価格調査制度について（工事）

１．低入札価格調査制度について

この制度は、工事の請負契約における履行の確保及び不良・不適格業者の排除を目的に、調査基準価格を設定して、調査基準価格を下回る入札があった場合には落札を保留して、その入札金額で当該契約の適正な履行が可能かどうかを調査及び審査し、落札者を決定する制度です。

２．調査基準価格の設定対象

（１）予定価格（税込）が１億5,000万円以上（土木一式工事及び管工事は１億円以上）の案件
（２）総合評価一般競争入札で発注する案件

３．調査基準価格の算定方法

調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とします。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額とし、その額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の80を乗じて得た額とします。

① 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
④ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

４．低入札価格調査について

（１）数値的判断基準値による審査（低入札１次調査）の実施

開札の結果、低入札価格で入札があった場合は、落札決定を保留し、直ちに低入札価格のうち最も低い入札金額について、数値的判断基準値による審査を行います。その結果、その入札金額が、数値的判断基準値を下回る場合は、当該応札者の落札候補を取り消します。

数値的判断基準値＝有効入札金額*の平均×85％（小数点以下切捨）（調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格）と予定価格×75％のいずれか高い方 ＊入札参加資格審査において資格ありとなった入札のうち、予定価格以下の入札金額

（２）低入札価格調査書類の提出

低入札１次調査を行った後、落札候補者として契約課より連絡を受けたものに対し、低入札価格調査書類の提出を求めます。提出期限は、当該案件の開札日の翌開庁日の午後５時までとします。

低入札価格調査書類の差替は、原則として認めません。

期限までに低入札価格調査書類の提出がない場合は、当該低入札価格応札者の落札候補を取り消し、次順位の低入札価格応札者を調査対象者とします。他に低入札価格応札者がなければ、他の有効な入札者について落札決定の審査を行います。

低入札価格調査書類

・入札価格説明書（様式１）
・入札価格詳細内訳書（様式２）
　※　本市設計書記載項目ごとの金額を記入したもの、見積書（積算根拠）及び下請見積書（下請を予定している場合）の添付が必要です。
・手持工事状況一覧表（様式３）
・使用予定機械一覧表（様式４）
・使用予定資材一覧表（様式５）
・労務者配置予定表（様式６）
・予定施工体制調書（様式７）

様式は、枚方市ホームページからダウンロードできます。
データをメールで送信してください。（メール送付先：keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp）

（３）低入札価格応札者に対する事情聴取（低入札２次調査）の実施
提出を受けた低入札価格調査書類に基づき、事情聴取を行います。
低入札価格応札者に対して、事情聴取を行う期日・場所を連絡するとともに、追加資料 ※ が必要な場合はその旨を通知します。
事情聴取に応じる低入札価格応札者は、当該入札の責任者及び積算の精通者とします。事情聴取においては、調査書類の各項目に従って合理的な説明を求めるとともに、労務者の具体的な供給見通し、下請等協力会社の状況、低入札の実績などについても説明を求めます。

※　追加資料例　：　写真（状況確認が必要な場合）、過去の公共事業実績に関する資料等

（４）調査の概要

1	入札価格説明書	・他者より低入札価格で応札できる合理的な理由があるか。 ・安全対策に問題はないか。 ・工事品質に影響を及ぼすおそれがないか。
2	入札価格詳細内訳書	・設計書の要求事項を理解して適正に積算し、不自然な点はないか。 ・労務単価が最低賃金を下回っていないか。 ・現場管理費の計上が低い場合、その理由が適切か。 ・一般管理費の計上が低い場合、その理由が適切か。
3	手持工事状況一覧表	・近隣地などにおいて現在施工中の類似工事があることにより、営繕損料や現場管理費でコストダウンが可能な理由が認められるか。
4	使用予定機械一覧表	・使用予定機械の保有、調達方法（「減価償却済み」、「系列から安く借りる」）等
5	使用予定資材一覧表	・使用予定資材の在庫、調達方法（「長期契約」、「現金決済で安く調達できる」）等
6	労務者配置予定表	・労務者の確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能か。 ・労務単価が最低賃金を下回っていないか。
7	予定施工体制調書	・適正な下請契約及び作業員数が予定されているか。

５．落札候補の取消について

本調査において、別に定める「低入札価格調査による落札候補者取消判断基準」により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該落札候補を取り消すことがあります。

具体的に該当する例として、次のような事例が考えられます。

（取消し判断事例）
- 発注表で求めた必要書類が様式に準じて作成されていない。
- 入札価格詳細内訳書の金額に違算があり、又は価格内訳書（中内訳書を含む。）と一致していない。
- 積算根拠が明確でなく、又は本市設計書の代価表若しくは明細書の金額や下請業者の見積額が正しく反映されていない。
- 設計書等で求めている品質等を満足しておらず、改善の余地もない。
- 最低限必要となる経費を計上しておらず、又は労務単価が法定最低賃金を下回っている。
- その他、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。

６．大阪労働局への情報提供

「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」（令和５年（2023 年）７月５日締結）に基づき、低入札価格調査において提出された労務者配置予定表に記載された情報は、大阪労働局に提供します。

７．前払金の減額について

低入札価格調査を経て契約を締結した場合は、前払金の額を契約金額の**２割以内**へ減額します。
なお、中間前払金の額は減額しません（契約金額の２割以内）。

８．重点監督の実施

低入札価格調査対象工事については、重点監督を実施します。

９．労務者賃金支払い状況報告書の提出

従事する労務者に対し適正な賃金支払いが行われているか否かを確認するために、完了検査時（複数年度契約の場合は年度ごと）に「労務者賃金支払い状況報告書」の提出を求めます。
報告書は、低入札価格調査書類の様式６（労務者配置予定表）を基に、請負者が本工事において雇用した労務者（下請けを含む。）について、職種ごとに記入してください。
個人名の記載の必要はありませんが、提出された報告書の内容について確認することがありますので、実際の支払い状況を記載してください。

➢ 低入札価格調査の流れ（フロー図）（工事）も併せてご覧ください。